

ゴールデンウィーク期間中の 診療体制に関するお知らせ

先般、新天皇の即位の日となる5/1(水)を『1年限りの祝日』とする方針が政府より表明され、祝日法に基づき4/30(火)と5/2(木)がどちらも休日となります。これにより、当院でも4/28(日)～5/6(月)までが休診日の扱いとなりますが、9日連続の休診となる事により、診療の影響などについて慎重に検討を重ねた結果、4/30(火)と5/2(木)については平常どおり診療を行う事に決定しました。何卒ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

4/28 (日)	4/29 (月)	4/30 (火)	5/1 (水)	5/2 (木)	5/3 (金)	5/4 (土)	5/5 (日)	5/6 (月)
休診	休診	通常	休診	午前診療 午後休診	休診	休診	休診	休診

院外処方の為、時間外の投薬が出来ません。
慢性疾患(定期薬)のお薬は、お早めにお申し出下さい。

